

# 特記仕様書

## (趣旨)

第1条 この特記仕様書は、埼玉県土木工事実務要覧（埼玉県土木工事共通仕様書）に定めるもののほか、工事に関し必要な事項を定めるものとする。

## (適用)

第2条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

- (1) 工事名：令和7年度公共下水道工事第1工区（双南）
- (2) 工事箇所：飯能市大字双柳地内

## (工事カルテ作成・登録)

第3条 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更後10日以内に、完成時は完成後（工事完成検査合格後）10日以内（いずれも土曜日・日曜日・祝日・12月29日～1月3日を除く）に、訂正時は速やかに（財）日本建設情報総合センターに登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。ただし、単価契約の場合は、完成時に請負代金額の総額が500万円以上の工事を対象とし、竣工登録をおこなうものとする。

また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた場合は、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## (工期)

第4条 本工事の工期は、契約書に明示された期間とする。

- 2 本工事箇所の近隣に住宅などがあることから工事着手前に、施工時期・施工時間等について協議を行った上で工事を行うこと。

## (設計図書の照査等)

第5条 本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、監督員に確認できる資料を書面により提出するものとする。

2 上記照査は、飯能市建設工事請負約款第18条に基づくものとし、設計変更の対象とする。

#### (施工計画)

第6条 施工に先立ち、本工事の施工条件を十分検討の上、施工順序、工程、工法について、安全が確保されるよう総合的な視点で施工計画を立案し、監督員の承認を受けるものとする。

2 特に、車両通行止めでの施工が含まれるため、工事による交通の危険及び渋滞の防止、歩行者の安全等を図るため、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について、十分検討すること。

#### (環境対策)

第7条 本工事に施工にあたっては、低騒音建設機械を使用するものとする。

#### (建設副産物)

第8条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、第2条に定める工事について再生資源利用[促進] 計画書を作成し、施工計画書に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、再生資源利用[促進] 実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の碎石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事

- ① 500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスコン塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

3 また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

4 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受けるとともに、D票、E票の写しを提出する。

#### (受領書の交付)

第9条 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

#### (再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項)

第10条 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。  
また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

#### (建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第11条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「第10条再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

#### (建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第12条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

#### (建設発生土の搬出)

第13条 建設発生土は、(株)建設資材広域利用センター（以下UCRという）の受入地に搬出する。施設の名称および所在地は以下のとおりとする。

名称 (UCR呼称)	所在地	摘要
青梅地区 (才)	青梅市成木5-1390	運搬距離 約12.4km

- 2 UCRの利用にあたっては、請負業者はUCRに土砂搬入申込書を提出し、手数料を支払い、整理券の交付を受け、UCRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬出する。なお、実施にあたっては、監督員の指導を受けるものとする。
- 3 請負者は、500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する場合は、埼玉県土砂の搬出、堆積等の規制に関する条例（埼玉県土砂条例）に基づき、土砂排出届出書を受理担当窓口へ提出する。
- 4 請負者は、規定様式により搬出前に搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに建設発生土の搬出情報を郵送・FAX等で提出し、その写しを監督員に提出する。
- 5 土砂搬出先について、上記によりがたい場合は監督員と協議すること。

#### （建設廃棄物の再資源化等）

第14条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

- 2 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。
  - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
  - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
  - ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づき再生資源利用[促進]実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付することができる。
- 4 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。

#### （舗装版取壊し）

第15条 舗装版取壊しの際に発生する殻等の再資源化等をする施設の名称および所在地は以下のとおりとする。

- 2 舗装版取壊しに際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じること。

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	摘要
アスファルト	株式会社丸宮	飯能市大字芦苅場475	運搬距離 約3.0km

上表については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。尚、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

#### (再生資材の利用)

- 第16条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規 格	備 考
再生切込碎石	40mm以下	下層路盤、埋戻し等
再生粒度調整碎石	40mm以下	上層路盤等
再生密粒度アスコン	13mm以下	表層

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への設計変更の対象とする。

#### (濁水の処理)

- 第17条 受注者は、舗装版切断作業時に発生した濁水を次のとおり処理するものとする。また、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員の承認を得るものとする。

- ・種類及び処理量 汚泥、0.63m<sup>3</sup>
  - ・中間処理施設 狹山市広瀬台2丁目12-13 大丸商事(株)
  - ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
- 2 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
- 3 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
- 4 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。

- 5 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
- 6 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
- 7 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。
- 8 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
- 9 受注者は、バキューム式以外の工法（舗装版切断時に濁水を生じない等）を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。
- 10 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

#### （支障物）

- 第18条 当該工事区間の占用物件（電柱や埋設管等）については、事前に位置等を確認し、その状況を監督員に報告するとともに、関係機関との連絡調整を密に行い、施工にあたっては細心の注意を払うものとする。
- 2 施工上支障があると予測される場合は、速やかに監督員に報告するとともに、占用機関との調整は迅速に行うこと。

#### （住民への周知徹底）

- 第19条 工事施工に先立ち、地元自治会および住民等に対して、パンフレット等の配布や工事看板の設置等を行い、工事について、周知徹底を図ること。

#### （創意工夫）

- 第20条 工事成績評定においての高度技術、創意工夫または地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に受注者から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督員あてに提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとする。
- 2 実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。

**(交通誘導警備員)**

第21条 交通誘導警備員については、下表の配置人数を想定して計上した。

2 現場条件に変更等が生じた場合、または実際の交通状況から、特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	交代要員の有無
現道	交通誘導員B	2名／日	有

**(その他)**

第22条 施工する上で不明な点、施工数量等の変更や疑義がある場合は、その都度、監督員と協議するものとする。